

消費税インボイス制度に対する農協の対応について

JA 八丈島 経済指導部

令和5年10月1日より、消費税のインボイス制度が施行されました。

農協においても、請求書等必要な書類についてインボイスの書式に改修を進めていますが、共撰共販（個撰共販）の仕切書（精算書）の改修については対応が遅れており、来年2月末まで掛かる見込みです。

つきましては、インボイス制度開始にあたり年収1000万超などの理由で事業者番号を登録している、または登録申請を行っている最中の生産者（課税事業者）の方で、今年行う確定申告に際してインボイスの書式に対応した仕切書が必要な方はお手数ですがあらためて農協にご連絡を頂きたく、ここにお願いします。

相談の上、可能な範囲でインボイス対応の仕切書等必要書類を別途発行させていただきます。

農協 経済指導部 TEL 04996-2-1223